

計画全体や策定プロセスに関するコメント
1. 計画全体について 非常によく練られていると思いました。計画対象をタイプ分けすることでターゲット層とそのニーズを明確にし、それに対応して事業を行っている点が素晴らしいです。
2. 策定プロセスや情報公開について 非常に良いと思いました。特に議事録や会議資料を公開している点が素晴らしいです。
3. 2020年東京オリンピック・パラリンピックについて オリンピック・パラリンピックのような大規模なイベントは、路上にいる方への追い出しや、住宅価格の高騰に伴う安価な住宅ストックの減少などのネガティブな影響を及ぼす可能性がある一方で、大きな社会的インパクトとともに、硬直化した状況を好転させる契機にもなると考えます。本計画の策定プロセスの初期には、オリンピック・パラリンピックへの対応が重要な論点としてとり上げられていたと思いますので、出来れば、計画内に盛り込むことを再度検討してほしいです。
「Ⅰ. 計画改定の基本方針」に関するコメント
4. 「三つのポイント」について 本計画の中心的考え方である「三つのポイント」と「三つのタイプ」の関係性をもう少し明確にしてほしいと思います。路上生活者は「固定層」「再路上化層」「新規流入層」の3つに分類することもできそうですが、そう考えると三つのタイプのうち「タイプ1」と「タイプ2」はいずれも固定層と再路上化層の混ざったグループであり、「タイプ3」は新規流入層を指しているように見えます。この三つのポイント（＝路上生活者を3つに分類する概念になりうるもの）と三つのタイプの相互関係をもう少し明確にしてほしいです。
5. 本計画の位置づけとホームレス自立支援特措法の失効について 本計画はホームレス自立支援特措法の失効予定に合わせ、2017年度まで3年間の計画とされていますが、これは第Ⅲ期が最後の計画という位置づけになるのでしょうか。新宿区の支援推進計画は内容も濃く、大変素晴らしいものだと思うので、計画を立てる根拠となっている特措法や国の基本方針がなくなっても、独自に計画策定を継続してほしいと思います。
6. ホームレスの定義、特に「見えにくいホームレス」について ホームレス自立支援特措法には記述のない「見えにくいホームレス」を計画の対象に含めると明記している点が素晴らしいです。ただ、「Ⅵ 資料」の用語説明では「見えにくいホームレス」がネットカフェ等に起居する者とされており、直前までネットカフェ等に泊

まっていたが路上に出てきた「新規流入層」が厳密には含まれない書き方になってしまっているため、その点は修正した方が良いのではないかと考えます。「見えにくい」と表現している意図としては、昼間はダンボール小屋などの形態はとらないが、夜間のみ確認する路上生活者が存在するのだという認識が背景にあると思いますので。

「Ⅱ. ホームレスの現状」に関するコメント

7. 国・東京都の路上生活者概数調査の表記について

概数調査は経年的な増減の比率などを捉える上で一定の有効性を持つと考えます。しかし、夜間の路上人口を捉えていないという意味ではこれが路上生活者の全数ということではないので、概数調査が昼間に目視で数えられている値であること（即ち調査方法）を明記してほしいです。新宿区の計画は「見えにくいホームレス」を捉えようという先進的な姿勢を打ち出している点が素晴らしいため、昼間目視で把握される路上人口と夜間の路上人口の違いについては、正確に書き分けを行うと、より良い計画になるのではないかと、思います。

8. 区・NPO 独自の夜間調査について

昼間の概数調査では捉えられない路上人口を数えたという点で、新宿区及びNPOが2008年度に独自に行った夜間調査（Ⅱ期計画に記載があった調査）は非常に評価できるものだと思います。データがやや古いという問題はあるかもしれませんが、この夜間調査結果について、Ⅲ期計画策定の会議内でも途中までは「参考データ等の扱いで掲載する」という方針になっていたと思うので、ぜひ掲載してほしいです。

9. 「タイプ1～3」と統計データの関係について

計画全体を通して、対象を3タイプに分類し、各事業がどのタイプへ働きかけるものなのか明示するという考え方がしっかりしている分、ではこの3タイプがそれぞれどのくらいの人数ずついるものなのかが気になります。既存の統計を用いて、3タイプそれぞれの規模をおおよそ推計できないものでしょうか。そういった推計を掲載してほしいです。

「Ⅲ. これまでのホームレス問題への取組と課題」に関するコメント

10. 自立という言葉の使い方について

事業評価や方針の中に「就労自立」「居宅生活等地域生活」などの言葉が使われていますが、どういう状態を自立と定義しているのでしょうか（例えば、簡易宿泊所など恒久的住宅でない場所に入った場合も自立とするのか、就労することが自立なのか、居宅生活が一定期間継続でき安定して初めて自立と考えるのか、等）。用語説明がほしいです。

11. 事業ごとに掲載する項目について

事業の規模や実際の実施形態が分かるよう、できれば事業ごとの決算額と受託団体の記載がほしいです。

12. 路上への新規流入層への言及について

新宿区外から区内に流入する路上生活者の数はある程度横ばいのまま続くという認識がきちんとされていること、さらにその対応として新規に流入した人の路上生活が長期化し

<p>ないよう早期対応が必要であるという考えをきちんと示している点が素晴らしいと思いました。</p>
<p>1 3. 前回計画から今回にかけて終了した事業について なぜ緊急一時宿泊事業を終了するという判断がなされたのか、その説明がほしいです。</p>
<p>1 4. 前回計画で実施予定だったが実際には行われなかった事業について 無料低額宿泊所への指導員の配置や会議体の設置などは、良い方針だと思いますが、III期計画では行わないのでしょうか。特に会議体設置については、今後の方向性として会議体を設置するよう働きかけるという記述が見当たりませんが、前回の方針を継続してほしいです。</p>
<p>1 5. アセスメントについて 前回計画では「アセスメント項目の共通化を図ること等とした」とありますが、実際に共通化はなされたのでしょうか。また、どの関連機関までが共通した項目を用いているのかについても記載があると良いと考えます。</p>
<p>1 6. 人権啓発について 人権啓発の取組の現状として「キャリア教育」についての記載があるが、これは人権啓発とは意味合いが異なるのではないのでしょうか。また、課題に近隣住民の人権への配慮とあるのも、主旨が人権啓発からずれてしまっていると考えます。路上生活者の人に対する差別・偏見や襲撃などの問題について深く言及してほしいです。</p>
<p>「IV. ホームレス問題の解決に向けたこれからの取組」に関するコメント</p>
<p>1 7. 本計画の基本的な方向性について 「見えにくいホームレス」への支援として、夜間の巡回相談を強化しようという姿勢は大変良いと思います。都区共同事業内で夜間や休日の巡回相談を視野に入れるとあるので、東京都や他の特別区への働きかけをぜひ積極的に行ってほしいです。また、実際に働きかけてみた結果都区共同事業の方針を変えるのが難しかった場合でも、新宿区独自の形で、既存の NPO に委託するなどの形で夜間巡回相談を強化することを検討してほしいと思います。</p>
<p>1 8. 「タイプ1」や「タイプ2」への施策について 本計画では、国の基本方針や東京都の計画でふれられている、路上生活からの脱却を妨げる要因（障害要因；具体的には負債、アルコール依存症、精神疾患など）それぞれに対して、具体的な取り組み方針や事業内容についての記述はほとんどありません。再路上化を防ぐためのアフターフォローや予防的施策についてはよく練られていますが、障害要因に対する取り組みについても深める必要があるのではと考えます。</p>
<p>1 9. 事業ごとに掲載する項目について 事業の規模や実際の実施形態が分かるよう、できれば事業ごとの予算額と受託団体の記載がほしいです。</p>
<p>2 0. 事業とそれに対応する実施主体、タイプの関係について</p>

事業一覧と、それらがそれぞれ誰が実施主体で、どのタイプに対応しているかが分かる一覧表がほしいです（本文書の末尾に、例を掲載してあるのでご参照下さい）。

2 1. 人権啓発について

「第Ⅲ期推進計画を活用した啓発」という項目の中に「子供たちに対する職業意識の醸成」との記載がありますが、これは人権啓発とは意味合いが異なるのではないのでしょうか。用語説明において「職業意識の醸成」が詳しく説明されているが、それを踏まえてもやはり子供たちが将来に社会的・経済的に自立するよう促す教育というのは、ホームレスの人の人権啓発という分類の中に入る内容ではないだろう、と考えます。むしろ、例えば中学生が路上生活者の人を襲撃する事件についてどう思うかを道徳の授業や HR で扱ったり、元ホームレスの人を学校に招いてお話を聞いたり、という教育が人権啓発なのではないのでしょうか。そういった内容を掲載することも含め、「人権啓発」の項目については再検討してほしいです。

「V. 計画の推進等」に関するコメント

2 2. 計画の推進体制について

ここでは「庁内体制」「就労・医療関係機関との協力体制」「NPO との連携」について記述がありますが、本計画の少なくない部分が都区共同事業なので、東京都や他の特別区らとの推進体制についても言及がほしいです。

2 3. 本計画の見直しとホームレス自立支援特措法の失効について

ここではホームレス自立支援特措法の失効予定についての言及があるが、法失効により計画策定の根拠がなくなることについても言及し、その上でⅢ期以降の今後の計画をどうしていくのかの展望も必要なのでは、と考えます。

「VI. 資料」に関するコメント

2 4. アセスメントシートについて

路上生活者について、どのような項目が情報として蓄積されているのかが分かるよう、福祉事務所等で使用されているアセスメントシートのフォーマットを資料編に入れることを検討してほしいです。

2 5. 策定委員名簿について

第Ⅲ期計画の策定委員名簿は新宿区ホームページ上では公開されているのでその点は非常に良いのですが、前回計画と同様に委員名簿も計画の一部として資料編に入れてほしいです。

例) 事業とそれに対応する実施主体、タイプ一覧表

施策	事業名	事業主体				対象			
		国	東京都	都区共同	新宿区	民間団体	タイプ1	タイプ2	タイプ3
(1) 相談体制の機能強化 はじめの相談 施設入所中の相談 アパート生活後の相談	1 拠点相談所				○		○	○	○
	2 巡回相談事業			○			○	○	○
	3 巡回相談一時宿泊支援事業				○	○			○
	4 地域生活サポート: 宿泊所等入所者相談援助事業				○		○	○	
	5 訪問サポート: 地域生活安定促進事業				○		○	○	
	6 地域生活継続支援事業			○			○		○
(2) 生活困窮者自立支援法に基づくアセスメント (支援方法の判断・評価)	具体的事業記載無				○	○	○	○	○
(3) 福祉的支援の条件整備	1 応急援護事業				○		○	○	○
	2 心身の健康に関する支援			○	○		○	○	○
	3 年金の調査				○		○	○	○
	4 住民登録の設定				○		○	○	○
(4) 施設・住宅資源の確保 緊急対応型 地域生活以降・定着型	1 民間宿泊所の借上げ・給食宿泊場所の確保				○		○		
	2 緊急一時保護事業(自立支援センター)			○					○
	3 自立支援ホーム				○		○		○
	4 自立支援事業(自立支援センター)			○			○		○
	5 自立支援事業(自立支援住宅)			○			○		○
	6 生活支援付き住宅(施設)の整備	○	○		○		○		
	7 住宅の確保	○	○				○	○	○
(5) 就労支援	1 就労支援				○			○	○
	2 就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化	○	○		○			○	○
	3 雇用対策における第二のセーフティネットの充実	○	○					○	○
	4 ホームレスの自立支援策の周知				○				
(6) 人的資源の開発とネットワークづくり	1 ホームレスの自立支援策の周知				○				
	2 福祉関係職員の研修等の実施								
	3 広域的な関係機関会議の設置	○	○						
	4 関係機関・団体等との連絡会議の設置				○				
(7) 公共施設の適正管理	1 大規模公園(新宿中央公園・都立戸山公園)						○	○	○
	2 中小規模公園						○	○	○
	3 道路等						○	○	○
	4 その他の公共施設						○	○	○
(8) 人権啓発	1 ネットワークづくり等による啓発								
	2 第Ⅲ期推進計画を活用した啓発								